

2023

西いぶり広域連合議会会議録

第1回定例会

令和5年2月20日開会

令和5年2月20日閉会

西いぶり広域連合議会

令和5年第1回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会議区分	会議時間	会議内容
2.20	月	本会議	14:00~14:51	開会、会期の決定、議案の説明、質疑、議案の議決、一般質問、閉会

令和5年第1回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 令和5年2月20日（月）（1日）

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会 付託年月日	議 決 結 果	
				原案可決	議決年月日
議案第 1 号	令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第5号）	5. 2. 20		原案可決	
					5. 2. 20
議案第 2 号	令和5年度西いぶり広域連合一般会計予算	5. 2. 20		原案可決	
					5. 2. 20
議案第 3 号	西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件	5. 2. 20		原案可決	
					5. 2. 20
議案第 4 号	西いぶり広域連合職員の定年等に関する条例等の一部改正の件	5. 2. 20		原案可決	
					5. 2. 20
議案第 5 号	西いぶり広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件	5. 2. 20		原案可決	
					5. 2. 20
報告第 1 号	専決処分について承認を求める件（令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号））	5. 2. 20		承 認	
					5. 2. 20
報告第 2 号	専決処分について承認を求める件（令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第4号））	5. 2. 20		承 認	
					5. 2. 20
その他会議に付した事件	会期の決定			決 定	
					5. 2. 20

目 次

第1号（令和5年2月20日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	2
諸般の報告	2
○瀧浪議会議務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（五十嵐 篤雄議員、森 太郎議員）	2
日程第2 会期の決定（2月20日 1日）	2
日程第3 議案第1号～議案第4号、報告第1号、報告第2号、質疑	2
○青山広域連合長（議案の大綱説明）	2
○小泉事務管理者（議案説明）	3
○常磐井 茂樹議員	6
日程第4 議案第5号	9
日程第5 一般質問	10
○細川 昭広議員	10
閉会宣告	13

令和5年2月20日（月曜日）

第 1 号

令和5年 第1回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和5年2月20日(月曜日)

午後 2時00分 開会

午後 2時51分 閉会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 議案第1号～議案第4号、報告第1号、報告第2号
 日程第4 議案第5号
 日程第5 一般質問

- 11番 天神林 美彦
 12番 堀 博志
 13番 辻 浦 義浩

○欠席議員(1名)

- 副議長 14番 阿 部 正 明

○説明員

- 広 域 連 合 長 青 山 剛
 副 広 域 連 合 長 小笠原 春一
 副 広 域 連 合 長 菊 谷 秀 吉
 副 広 域 連 合 長 村 井 洋 一
 副 広 域 連 合 長 田 鍋 敏 也
 副 広 域 連 合 長 下 道 英 明
 事 務 管 理 者 小 泉 賢 一
 代 表 監 査 委 員 杉 本 久 佐 男
 事 務 局 長 安 田 智 樹
 総 務 課 長 鈴 木 智
 総 務 課 主 幹 松 下 幸 稔
 総 務 課 主 幹 兼 成 昌 宏
 総 務 課 主 幹 齋 藤 昌 志
 共 同 電 算 室 主 幹 佐 久 間 樹

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告
 2 日程第1
 3 日程第2
 4 日程第3
 5 委員会付託省略
 6 日程第4
 7 提案理由の説明省略
 8 日程第5

○出席議員(14名)

- 議 長 15番 児 玉 智 明
 1番 板 垣 正 人
 2番 五 十 嵐 篤 雄
 3番 森 太 郎
 4番 真 鍋 盛 男
 5番 石 澤 清 司
 6番 小 川 晃 司
 7番 早 川 昇 三
 8番 細 川 昭 広
 9番 常 磐 井 茂 樹
 10番 千 田 文 孝

○事務局出席職員

- 事 務 局 長 瀧 浪 孝 行
 議 事 課 長 田 中 隆 一
 議 事 係 長 山 下 盛 弘
 書 記 宮 下 直 人
 書 記 浅 見 朋 哉

午後 2時00分 開会

○議長(児玉 智明) ただいまから、令和5年第1回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

瀧浪事務局長

○議会事務局長(瀧浪 孝行) 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案に関わるもの6件、議長付議に関わるもの1件、合計7件でございます。

次に、地方自治法の規定に基づき、監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、関係役職員の出席を求めてございます。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

- 1 地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
定期監査結果報告について
- 2 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
例月現金出納検査結果報告について(一般会計 令和4年7月分～11月分)

上記のとおり報告します。

令和5年2月20日

西いぶり広域連合議会
議長 児玉 智明

○議長(児玉 智明) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、五十嵐 篤雄議員並びに森 太郎議員を指名いたします。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第2 会期

の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第3 議案第1号令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号)外5件を一括議題といたします。

議案第1号 令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号)

議案第2号 令和5年度西いぶり広域連合一般会計予算

議案第3号 西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

議案第4号 西いぶり広域連合職員の定年等に関する条例等の一部改正の件

報告第1号 専決処分について承認を求める件(令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号))

報告第2号 専決処分について承認を求める件(令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第4号))

○議長(児玉 智明) 広域連合長から、提出議案の大綱について説明のため、発言を求められておりますので、これを許します。

青山広域連合長

○広域連合長(青山 剛)(登壇) 令和5年第1回西いぶり広域連合議会定例会の開会に当たりまして、提案議案の大綱につきまして御説明を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する

る中で、西胆振地域におきましても燃料や電気などの物価高騰に直面し、住民の方々の日常生活や事業活動に大きな影響が及んでいます。令和6年10月の新中間処理施設稼働開始に向けた整備を進めておりますが、メルトタワー21におきましても、引き続き運営会社と連携しながら感染防止対策に取り組み、安定稼働に努めてまいります。

また、令和7年度の地方公共団体情報システムの標準化に向け、情報収集を進め的確な対応に努めてまいります。

さて、令和5年度における各事務の取組につきましては、廃棄物処理事務では、新中間処理施設の建設工事が本格化し、順次焼却炉など各種プラントに係る設備工事が進められる予定であり、住民の皆様に必要な情報提供を行い、御理解をいただきながら着実に整備を進めてまいります。

共同電算事務では、インボイスや森林環境税など各種制度改正の対応を図り、関係市町の事務に支障を来すことがないように努めてまいります。

次に、ただいま議題となりました議案4件、報告2件についてであります。補正予算は、システムライセンスの追加経費、ごみ処理施設等の電気料の増加経費、中間処理施設の復旧経費等を措置するほか、共同電算に係る業務委託について債務負担行為を設定するものであります。

令和5年度当初予算は総額136億7412万6,000円で、編成に当たりましては、共同電算事務では、制度改正への対応や効率的な運営、廃棄物処理事務では、新中間処理施設整備事業の着実な実施、既存施設の安定稼働、各構成市町の負担金軽減に向けた内部管理経費の圧縮を念頭に行ったところであります。

条例案につきましては、個人情報保護に関する法律施行条例制定の件など2件であります。

報告事項は、健康管理システム等の改修及び施設運営保守管理等業務委託料に係る専決処分2件について御承認をお願いするものであります。

以上が議案の大綱であります。案件につきましては事務管理者より説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長(児玉 智明) 小泉事務管理者

○事務管理者(小泉 賢一) それでは、各案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

このたびの補正は、室蘭市の出産・子育て応援給付金支給に係る対応経費、ごみ処理施設等に係る電気料金等経費、中間処理施設において昨年発生した施設故障及び施設火災に係る復旧経費等を措置するとともに、繰越明許費及び令和5年度当初から実施いたします業務委託につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ5,245万6,000円を追加し、予算総額を72億4,778万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、6ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

第3款情報処理費では、共同電算システム運用経費として健康管理システムライセンス追加対応経費といたしまして、132万9,000円を計上するものでございます。

第4款ごみ処理費では、ごみ処理施設等維持管理経費といたしまして、燃料調整単価の上昇等による電気料の増加経費1,098万9,000円、施設運転保守管理等業務委託料といたしまして4,013万8,000円を計上するものでございます。

次に、4ページ下段の歳入でございますが、いずれも歳出で御説明申し上げました措置に伴

うもので、第1款分担金及び負担金は、共同電算及び廃棄物処理に関わる構成市町からの負担金、第6款諸収入は、電力基本料金及び従量料金収入554万7,000円及び町村有建物災害共済金2,198万6,000円を追加してございます。

1ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2条繰越明許費は、2ページ中段の第2表にございますが、第3款情報処理費におきまして、健康管理システムライセンス追加対応経費につきまして、事業進捗の都合上、次年度へ繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、同じく2ページ下段の第3表にございますが、令和5年度当初から実施いたします共同電算用システム等保守業務委託で2億7,220万円の限度額を設定するものでございます。

次に、議案第2号令和5年度西いぶり広域連合一般会計予算でございます。

令和5年度西いぶり広域連合一般会計予算及び予算説明書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を136億7,412万6,000円とし、第2条債務負担行為の限度額などの所要事項につきまして、4ページの第2表によるものとし、第3条一時借入金では、借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、予算の主な内容につきまして、歳出から御説明を申し上げますので、12ページをお開きいただきたいと存じます。

第1款議会費では、議員報酬や委員会調査旅費など議会運営に要する経費255万6,000円を計上してございます。

次に、第2款総務費では206万4,000円の計上でございまして、一般管理費では、車両維持管理経費のほか、統一的な基準による地方公会計財務書類作成業務委託料などを計上して

ございます。

次に、14ページ、第3款情報処理費では、共同電算システム運用経費や西いぶりデータセンター整備事業費など6億8,993万9,000円を計上してございます。

次に、16ページ、第4款ごみ処理費では128億2,558万円を計上してございまして、第1項ごみ処理費では、中間処理施設管理運営経費、最終処分場管理運営経費、18ページになりますが、リサイクルプラザ管理運営経費など13億2,790万5,000円を計上してございます。

第2項施設建設費では、新中間処理施設整備事業費など114億9,767万5,000円を計上してございます。

次に、20ページ、第5款土木費では、余熱利用施設等管理運営経費として3,583万8,000円を計上してございます。

次に、第6款災害復旧費では、前年度と同額の100万円を計上、第7款公債費では、都市公園整備に係る地方債の元利償還金など、合わせて2,154万5,000円を計上してございます。

次に、22ページ、第8款職員費では、一般職の給与費や派遣職員給与費負担金など9,360万4,000円を計上してございます。なお、この職員費に関連いたしまして、24ページ以降に給与費明細書を掲載してございます。

次に、第9款予備費は、前年度と同額の200万円を計上してございます。

以上で歳出を終えまして、次に歳入について御説明を申し上げます。

8ページにお戻りいただきたいと存じます。

第1款分担金及び負担金は102億9,105万円の計上で、構成市町別の負担金につきましては説明欄に記載のとおりとなっております。

第2款使用料及び手数料では、ごみ処分手数

料など1億1,891万8,000円を計上、第3款国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金3億8,979万円を計上、第4款財産収入では、空き缶売払収入など、4,481万1,000円を計上、次に10ページ、第6款諸収入では、廃棄物処理施設運営に伴う溶融飛灰等処分費収入など、2,955万6,000円を計上してございます。

以上が歳入歳出の概要でございますが、このほかの説明資料といたしまして、34ページに歳出予算額の款別及び節別予算調書、36ページに地方債の状況調書、38ページに職員費の目的別予算調書と歳出予算性質別前年度比較表を掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第3号西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件についてでございます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるほか、関連する規定の整備を行うものでございます。

なお、実施時期につきましては令和5年4月1日から施行してまいりたいと存じます。

次に、議案第4号西いぶり広域連合職員の定年等に関する条例等の一部改正の件についてでございます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢等について必要な事項を定めるほか、規定の整備を行うものでございます。

なお、実施時期につきましては令和5年4月1日から施行してまいりたいと存じます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、報告第1号専決処分について承認を求める件(令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号))についてござい

ます。

本件は、5回目ワクチン接種に係る健康管理システム及び室蘭市における北海道子育て世帯臨時特別給付金支給に係る臨時給付金システムの改修に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年9月7日付で専決処分による補正をさせていただいたものでございます。

報告第1号別紙の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条では、歳入歳出それぞれ638万3,000円を追加し、予算総額を71億9,532万4,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、2ページ下段の歳出を御覧いただきたいと思います。

第3款情報処理費で、共同電算システム運用経費として、健康管理システム改修といたしまして462万3,000円、臨時給付金システム改修といたしまして176万円を計上してございます。

次に、中段の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う共同電算に関わる構成市町からの負担金を追加してございます。

次に、報告第2号専決処分について承認を求める件(令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第4号))についてでございます。

本件は、中間処理施設の施設運転保守管理等業務委託に係る債務負担行為に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年11月10日付で専決処分による補正をさせていただいたものでございます。

報告第2号別紙の1ページの第1表債務負担行為補正を御覧いただきたいと思います。

令和5年度の施設運転保守管理等業務委託料といたしまして、10億9,029万円の限度額を設定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(児玉 智明) 質疑を行います。

最初に、議案第1号令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号令和5年度西いぶり広域連合一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) それでは私から、議案第3号西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件について、何点か伺いたいと思います。

まず最初に、条例制定の概要についてでありますけれども、これまで地方公共団体は法の適用を受けずに各地方公共団体がそれぞれの条例において個人情報の取扱いを定めていました。それが令和3年の個人情報保護法の改正によって、個人情報の保護に関する法律、これに各市町村が定める個人情報保護条例を一元化すると。この一元化することの目的について何なのか、この点について伺います。

2点目は、西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例が制定される、このことによって現在の西いぶり広域連合個人情報保護条例は廃止されることになるわけですが、

現条例の第3条の2で共同電算センターで取り扱う西いぶり広域連合の関係市町の業務に係る個人情報についてはこの条例は適用しないとなっています。であれば、広域連合で取り扱う個人情報というのはどのようなものがあるのか、この点について伺いたいと思います。

3点目は、西いぶり広域連合個人情報の法律施行条例の第2条において、この条例の施行については室蘭市個人情報の保護に関する法律施行条例の例によるというふうになっておりますけれども、この理由について伺いたいと思います。

4点目は、条例の第1条には、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであると、このことに鑑み、実施機関の個人情報に関する適正な取扱いを確保するための基本的事項等を定めることにより、公正な広域行政の推進を図り、もって個人の権利、利益を保護するというのが現行の条例の第1条、まさに崇高な理念があるわけですが、これが削除されます。このこと理由と、室蘭市個人情報保護に関する法律施行条例によって条例の施行を行う、その根拠を示していただきたいと思います。

広域連合は室蘭市の附属機関ではないということを示し上げて、4点について伺いたいと思います。

○議長(児玉 智明) 答弁を求めます。

齋藤総務課主幹

○総務課主幹(齋藤 昌志) 個人情報保護法施行条例に関する質問にお答えいたします。

まず、法律に一元化することの目的でございますが、国、地方のデジタル業務改革の推進やデジタル社会の進展によりデータの利活用と個人情報保護の両立が要請されている中で、国、地方、民間がそれぞれ別の法令等で個別に規定していることによる不均衡、不整合を是正するため、自治体条例を含めて法律に一元化し、全

国的な共通ルールを規定することを目的としたものでございます。

次に、広域連合で取り扱う個人情報についてでございますが、関係市町在住の住民等が廃棄物を直接処理施設に持ち込む際に記載いただいております搬入申告に係る情報、各委員会委員への報酬等の支出に係る情報のほか、職員に関する情報などでございます。

また、これらの取扱件数でございますが、搬入申告に係る情報は年度により異なりますが、令和3年度にあつては延べ2万7,019件、報酬等の支出に係るものが7件、職員に係るものが12件となっております。

次に、室蘭市条例の例によることとした理由でございますが、現行条例は基本的に法律と同様の制度設計をしておりますが、その中で法律とは規定内容が違う独自の規定、例えば開示決定等の期間を法律は30日以内としているところ、14日以内としていることなどがございしますが、これら独自の規定は室蘭市と同様の制度設計をしておりますので、今回施行条例で定めるべき事項が室蘭市と基本的に同じものになることから、室蘭市条例の例によることとしたものでございます。

次に、条例による崇高な理由を削除した理由についてでございますが、本条例は法律の施行条例と位置づけておまして、法律第3条に個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきという現行条例と同様の表現が規定されておりますので、削除してなくなったというものではなく、法律が規定する同じ理念が直接適用されることになるものと捉えてございます。

また、室蘭市条例によって条例の施行を行う根拠でございますが、ただいま申し上げましたとおり法律とは違う独自制度については室蘭市と同様の制度設計をしておりますので、仮に例によらずに施行条例を定めた場合であっても、室蘭市条例と同じ内容になると考えております

ことから、室蘭市条例の例によることとする判断をした結果でございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) 国の個人情報保護法に一元化することが述べられ、国、地方、民間の不均衡、不整合を是正するという答弁があったわけなのですが、地方における不均衡、不整合とは一体何なのか、具体的に現行の広域連合の個人情報保護条例上でどのような点が不均衡、不整合と言えるのか、この点について伺います。

○議長(児玉 智明) 常磐井議員、それでいいのですか。

○9番(常磐井 茂樹) 一問一答でしょう。

○議長(児玉 智明) 3回までしかできませんけれども。

○9番(常磐井 茂樹) すみません。

2点目、広域連合が取り扱う個人情報に関係市町在住の住民が直接搬入する際の申告書や各委員会委員への報酬等のほかに職員の給与等の支出に係るものということなのですが、直接搬入による個人情報や委員会委員、職員数等の総数で何件の個人情報等の数になるのか、この点について伺いたいと思います。

次に、共同電算センターに蓄積された構成自治体の個人情報の取扱いについて伺いたいと思いますが、現広域連合の個人情報保護条例は関係市町の個人情報について当該市町の個人情報の保護に関する条例等の定めるところによるというふうにされているわけなのですが、この規定が条例の廃止によって広域連合として関係市町の個人情報の取扱いがどのように変化していくのか、この点について伺います。

広域連合として関係市町の個人情報が第三者を含めて提供可能になるのかどうか、この点について伺います。

次に、西いぶり広域連合個人情報の法律施行

条例の施行についてですけれども、室蘭市条例の例によつた理由が法律と同様の制度設計であり、施行条例で定めるべき事項が室蘭市と基本的に同じものになる、このことが理由として述べられたわけですが、室蘭市の条例施行が他市町に先駆けて制定されたこと、基本的に法律に依拠していることが大きな理由と考えるわけですが、これらを決定する上で構成自治体間の協議の場は何月何日に開催され、どんな協議が行われて決定されたのか、この点について伺います。

○議長(児玉 智明) 常磐井議員、最初の条例の不均衡、不整合の部分は重複していますが、1回ということによろしいですか。

○9番(常磐井 茂樹) はい。

○議長(児玉 智明) 答弁を求めます。

齋藤総務課主幹

○総務課主幹(齋藤 昌志) まず、広域連合における不均衡、不整合についてでございますが、この不均衡、不整合とは、自治体によっては個人情報保護条例を制定していない自治体もあることや、個人情報の定義が異なるため法では保護されるべき個人情報が保護されない条例があることなどを指してございますので、広域連合の現行条例は法律と同様の制度設計をしていることから、広域連合においては不均衡、不整合は存在しないというように考えてございます。

次に、共同電算センターに蓄積される個人情報の取扱いについてでございますが、現行条例における適用除外規定は、共通システムにおいて取り扱う個人情報はそもそも共同電算センターが保有する個人情報ではないというように位置づけておきまして、本来的に条例は適用しないものではございますが、その旨を確認するいわゆる入念規定であるというように捉えております。そのため、当該規定を含む条例を廃止しても、共同電算センターが保有する個人情報に

なるというものではございませんので、広域連合側で個人情報を提供することにはならず、現行どおり各構成市町により対応いただくべきものと考えてございます。

次に、構成自治体間の協議についてでございますが、西いぶり広域連合事務局におきまして条例案を作成し、1月18日に関係市町事務担当課長職会議で、1月24日に関係市町副市長会議で、1月31日に市町協議会でそれぞれ内容等の御説明をさせていただき、特に意見が出ることなく合意を得たものでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 常磐井 茂樹議員

○9番(常磐井 茂樹) 最後に、広域連合の現行の保護条例は法律と同様の制度設計になっているから不均衡、不整合が存在しないということの答弁があったわけなのですが、であるならば現条例を廃止する理由がないわけです。私はそう思います。条例が廃止されても共同電算センターの保有する個人情報は広域連合側で個人情報を提供することにはならない、従来どおり各構成市町で対応するとのことであります。全くもって法律に一元化する意味が分からないということを申し上げておきたいと思っております。

保護法の第1条には、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するというふうに明記されております。個人情報を加工した上で民間事業者に提供するものであります。現在は都道府県や政令市に限定されているものの、政令を変えることによって市町村も可能となるわけです。当然その中に広域連合という地方自治体も入ることになるわけですが、広域連合は構成市町の膨大な個人情報を集積しています。個々の市町と比べものにならない個人情報を持っているわけです。現在は構成市町がそれぞれの判断で対応するとの考えであ

りますけれども、広域行政の進展とともに個人情報情報の提供を広域連合に求められる可能性を私は否定できないというふうに思いますけれども、この点について最後に伺いたいと思います。

同時にこのようなことがないように広域連合側に求めておきたいと思います。

以上です。

○議長(児玉 智明) 齋藤総務課主幹

○総務課主幹(齋藤 昌志) 共同電算センターが取り扱う個人情報についてでございますが、各構成市町が保有する個人情報であり、共同電算センターでは保有していないというように位置づけてございますことから、仮に提供を求められたとしても当該個人情報を保有していないということで提供できないという対応をすることになると考えてございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号西いぶり広域連合職員の定年等に関する条例等の一部改正の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、報告第1号専決処分について承認を求める件(令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号))について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で報告第1号の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号専決処分について承認を求める件(令和4年度西いぶり広域連合一般会計

補正予算(第4号))について質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) ないようですので、以上で報告第2号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第5号)、議案第2号令和5年度西いぶり広域連合一般会計予算、議案第3号西いぶり広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件及び議案第4号西いぶり広域連合職員の定年等に関する条例等の一部改正の件の4を一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、報告第1号専決処分について承認を求める件(令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号))及び報告第2号専決処分について承認を求める件(令和4年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第4号))の2を一括して採決いたします。

報告第1号及び報告第2号は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第4 議案

第5号西いぶり広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件を議題といたします。

議案第5号 西いぶり広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件

○議長(児玉 智明) お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、提案理由の説明、質疑を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉 智明) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長(児玉 智明) 次は、日程第5 一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

細川 昭広議員

○8番(細川 昭広)(登壇) 令和5年第1回西いぶり広域連合議会定例会に当たり、広域連合の運営に関し、通告に従い順次質問いたします。

質問に入る前に、今月6日に発生いたしましたトルコ・シリア地震により多くの方々が亡くなられ、甚大な被害が出ているとの報に接し、亡くなられた方々に心から弔意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

また、これまで猛威を振るってきました新型コロナウイルスにつきましても、今春から特段の事情が生じない限り、感染法上の5類感染症に位置づけるとの方向性が報じられ、今後の国の政策を注視しつつも、医療提供、ワクチン接

種、基本的な感染対策など、平時に向けての対応へ移行してきている段階でございます。

一方、経済面では、中国のゼロコロナ政策に加え、長期化するロシアのウクライナ侵攻など、様々な要因が重なり物価上昇に歯止めがかからない状況が続いており、この西胆振地域にお住まいの方々の生活にも、大きな影響を及ぼしていることは、まだまだ予断を許さないところでございます。これらの状況は、住民生活、社会経済活動に大きな不安を与えており、新型コロナウイルス感染症の収束、経済情勢の安定が一日も早く平穏な日常が回復することを心から願うところでございます。

また、このような状況下の中、トルコ・シリア地震では、被災地に向けての様々な支援活動、新型コロナウイルス対応ではまだまだ医療現場の逼迫が報じられており、全ての関係者の方々の御尽力に対し心から感謝の意を送るものでございます。

それでは、質問させていただきます。

第1項、新中間処理施設建設工事の進捗状況について伺います。

第1点目は、物価高騰などの影響についてであります。

新中間処理施設建設工事においても、ロシアによるウクライナへの侵攻による物価高騰やコロナ禍による海外でのロックダウンにより多大な影響があったところでございます。昨年4月には国土交通省から労務費や原材料費の高騰に対して適切に対応するよう通知があり、この後の総務常任委員会でもインフレライド対応について報告が予定されています。

そこで質問です。

インフレライドの原因となった主要建設資材の価格推移について伺います。

2点目は、今年度の出来高と今後の予定についてであります。

先日、新施設の建設現場を拝見したところ、

厳冬期にもかかわらず鉄骨の工事が行われており、建物本体については着々と工事が進んでいるように見受けられました。一方で、ごみ処理施設のプラント工事については、鉄骨に囲まれていてその進捗状況を把握することはできませんでした。

そこで質問です。

現在の建築工事、プラント工事、それぞれの進捗率と、今年度の工事出来高と稼働開始までの予定について伺います。

第2項は、広域連合施設の老朽化対策についてお伺いいたします。

現中間処理施設については、老朽化が進んだことにより新中間処理施設を建設中ですが、ほかの広域連合施設については長寿命化計画を策定し、計画的な修繕と改修を行い、長期にわたり使用していくとのこととなっております。特に、リサイクルプラザやげんき館ペトルなどはコロナ禍においても相当数の住民が利用している状況であると考えられます。また、こちらも現中間処理施設と同じく、建設から約20年を経過しています。

そこで質問です。

この2施設の主な用途と利用状況について、長寿命化計画の進捗状況についてお伺いいたします。

第3項は、災害対策についてお伺いいたします。

第1点目として、新施設について伺います。

新中間処理施設は、盛土による津波対策が行われ、重要施設として耐震強度も確保されており、災害時においてもごみ処理を継続できるように計画されているとのこと。このような災害に強い建物であれば、災害時に避難所として有効に活用することが可能と考えます。また、入札時の要求水準書には、近隣地域の一時避難対応として大会議室を使用することについて記載があります。

そこで質問です。

新中間処理施設における一時避難対応の具体的な対策についてお伺いをいたします。

2点目として、災害時の広域連合の対応について伺います。

現在、室蘭市のハザードマップでは、令和3年度の津波災害区域の変更により、げんき館ペトルが津波に対して一次避難所となっておりません。このような変更についても、広域連合として対応する必要があると考えます。

また、災害発生時の避難対応も重要であるとともに、その後の災害廃棄物の処理も重要な役割と考えます。

そこで質問です。

新施設稼働後の一時避難所の考え方と災害廃棄物の処理について伺います。

○議長(児玉 智明) 答弁を求めます。

安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 細川議員の御質問に順次お答えいたします。

初めに、大項目の1つ目、新中間処理施設建設工事の進捗状況についてでございます。

1点目の物価高騰などの影響についてでございますが、インフレスライドの原因となった主要資材の価格推移につきましては、建設工事の入札を行いました令和2年6月とインフレスライドの基準日といたしました令和4年6月を比較いたしますと、鉄筋で約4.7%、鉄骨で約3.4%とそれぞれ増となっております。また、公共労務単価につきましても、全職種の平均で約5%上昇してございます。

なお、令和4年6月の基準日以降の価格推移につきましては、令和5年2月現在であります。鉄筋で約6%、鉄骨で約3%と依然上昇が続いている状況でございます。

次に、2点目の今年度の出来高と今後の予定についてでございます。

今年度の予定出来高は20%ございまして、

本年1月末時点の進捗率は建築工事が32.1%、プラント工事が12.1%、全体では約18%の出来高となっております。工事は予定どおり順調に進んでいるものと認識してございます。

次に、今後の工事などの予定でございますが、令和5年度中に建物本体の工事がほぼ完了いたしまして、令和6年2月には試験運転を開始する予定となっております。その後、約6か月の試験運転調整を行った後、引渡しを受けまして、令和6年10月より供用を開始する予定となっております。

次に、大項目の2点目、広域連合施設の老朽化対策についてでございます。

初めに、リサイクルプラザ、げんき館ペトトルの主な用途と利用状況についてでございますが、リサイクルプラザではアルミ缶やペットボトルなどの資源ごみの回収や、スプレー缶類や電池類などの危険ごみの処理を行うとともに、資源循環型社会の形成に寄与するためのリサイクル講座などを実施してございまして、令和3年度の利用者数は1,531人となっております。

また、げんき館ペトトルでは、メルタワー21からの余熱を利用したプールや体育館などの健康増進のためのスポーツ施設でございまして、令和3年度の利用者数は1万8,399人となっております。

次に、長寿命化計画の進捗状況についてでございますが、長寿命化計画につきましては、限られた財源の中で施設機能の発揮を図るため、個別施設計画を定め、主な改修内容とおおよその改修時期をお示ししてございます。この個別施設計画を基本に対象項目の点検や施設管理者とのヒアリングなどを通して、老朽状況や緊急度、優先度などの検討を行うとともに、昨今の状況といたしまして、コロナ禍の中で納期に相当の期間を要する状況にありますことも踏

まえ、設備等の故障による施設機能停止の影響度を勘案し、令和5年度におきましてはリサイクルプラザでは缶供給コンベヤーやペットボトル圧縮梱包機などの再資源化処理施設機器、げんき館ペトトルでは中央監視システムの改修を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、大項目の3点目、災害対策についてでございます。

1つ目の新施設についてでございますが、新施設におけます一時避難対応につきましては、新施設では停電になってもごみ処理による発電により自立運転が可能であるため、施設内の照明、空調の使用はもとより、携帯通信機器などへの充電対応や電気自動車への電気供給が可能となっております。また、新施設からリサイクルプラザとげんき館ペトトルに対しまして電気を供給する計画となっております。

また、非常時の対応といたしまして、飲用水につきましてはペットボトルなどを備蓄するとともに、井戸設備から地下水をくみ上げ、トイレなどへの用水とする計画となっております。

次に、2点目の災害時の広域連合の対応についてでございます。

新施設稼働後の一時避難所の考え方でございますが、新施設3階の大会議室を避難スペースとするなど、一時避難対応が可能な計画としてございますが、避難所の指定につきましては各構成市町の防災計画によって定められますことから、今後新施設の機能や収容可能人員などの情報を提供させていただくとともに、各自自治体の避難計画などの情報も相互共有しながら、必要とされる機能などにつきまして調整を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、災害廃棄物の処理についてでございますが、平成30年度に定めました西いぶり広域連合災害廃棄物処理計画に基づきまして、構成5市町からの被災により発生する廃棄物や発災後の避難所生活で発生する廃棄物につきまして、

当連合施設で処理する計画となっております。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 細川 昭広議員

○8番(細川 昭広) それでは、再質問をさせていただきます。

広域連合施設の老朽化対策について伺いたいと思います。

リサイクルプラザとげんき館ペトトルはコロナ禍においても相当数の利用があるとのことで、住民の皆さんのためにも今後使い続ける必要がある施設と思います。

そこで質問ですが、今後も施設を健全に使い続けるための安全性及び機能の保全についての考えについてお伺いいたします。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 施設を使い続けるための考え方についてでございますが、長寿命化計画の目的でもございます施設の安全性や機能性を確保しつつ、定期点検や運営事業者とのヒアリングを通じまして、予防保全に努めながら、改修工事費の縮減や平準化を図り、施設や設備の長寿命化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) 細川 昭広議員

○8番(細川 昭広) それでは次に、災害対策についての災害時の広域連合の対応についてお伺いをしたいと思います。

答弁では、関係自治体と情報を共有していくとのことでしたが、伊達市のハザードマップによれば、伊達市のJR黄金駅付近の国道37号線沿いはほぼ全域が津波浸水区域となっており、その高さも一部では3～5メートルとなっております。黄金地区の近傍には津波の影響を受けない公共施設がないことから、広域連合による受入れについても検討していくべきと考えます。

また、国道37号線に面していることから、旅行者やトラックドライバーなど地域住民以外

の避難受入れについても配慮が必要と考えます。そこで質問です。

地域住民への避難場所としての周知を主として各市町の防災担当部署が担うと考えますが、広域連合の役割について伺います。

○議長(児玉 智明) 安田事務局長

○事務局長(安田 智樹) 災害時の広域連合の役割についてでございますが、津波の発生などによりまして国道37号線の道路損壊や電柱倒壊が発生し通行に支障が生じた場合などには、当連合の敷地内を国道利用車両などの一時待機や一時避難スペースなどとして提供することにより災害時の役割が果たせるものと考えてございます。

また、新施設におきましては、ごみ処理発電による電気の供給や井戸水による水洗トイレの使用など、災害への対応が可能となっておりますことから、近隣地域を含めまして災害時に有効利用していただくことにより、地域防災力の強化に資することができるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長(児玉 智明) これをもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長(児玉 智明) 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時51分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 児 玉 智 明

署 名 議 員 五十嵐 篤 雄

署 名 議 員 森 太 郎